徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町
編集者 河村績
印刷所 今澄印刷所

十月一日 国勢調査

ご協力をお願いします

振興対策審議会条例、島地温泉の開発援助

町有林の管理経営計画など議決

▽六月二十九日、定例第二回町議会が会期一日で開かれました。今次町議会に提案審議可決せられた主な議案は、徳地町振興対策審議会条例の制定、島地温泉開発に伴う資金援助について、徳地町有林第二次管理経営計画の承認などでした。以下、提出議案のあらましを説明しましょう。△

◎徳地町振興対策審議会条例の制定について

この条例は、本町の産業基盤および生活環境の整備改善をはかり経済力の培養と町民の生活の安定福祉の向上をはかる目的で、町長の諮問機関として、つぎの事項について調査審議し、意見をのべるものです。

1町建設計画に関すること
2山村振興計画に関すること
3その他重要な施策の計画に関すること。

この審議会は、委員一三名（町議会議員、農業委員会委員、教育委員会委員、公共的団体の役職員学識経験者）で組織せられることになっています。

◎徳地町報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例について

これは、前項の振興対策審議会委員の報酬、日額六〇〇円、その他、費用弁償が定められています

◎徳地町職員定数条例の全部を改正する条例について

町長の事務部局の職員
事務吏員 九八人
技術吏員 二人
その他の職員 四五人
計 一四五人
議会事務局の職員
事務局長 一人
その他の職員 一人
書記 二人
農業委員会の事務局の職員
書記 二人
その他の職員 一人
教育委員会の事務局の職員
事務職員 四人
その他の職員 二人
教育委員会の所管に属する機関の職員
事務職員 三人
その他の職員 三二人
総計 一九一人となっています

◎徳地町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

◎職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例ににについて

これは、役場職員が消防団員として消防活動に従事する場合、役場職員としての職務に専念する義務を免除することを明文化したものです。

◎徳地町有林第二次管理経営計画の承認について

この計画は
昭和四十年四月一日から、四十五年三月三十一日までの第二次管理経営計画になっています。

町有林の総面積は、八、四八〇町歩余ありますが、この経営基本目標は

町有林野の永続的培養と森林生産力の増進をはかり、もつて土地の保全、町財政に寄与するとともに地域経済の発展と相まつて、住民の生活向上に資することを目標として

1 伐採跡地の造林、生産性の低い粗悪な薪炭林の用材林化の推進。
2 既造林地および計画中の伐跡発生造林地の保育の完全実施と生産性の向上をはかる。
3 主伐、間伐の適正化、計画的生産化をはかる。

などとなつており、計画最終年度における収支の見み込を対照してみますと

収入では、
◎事業収入（立木売払代等）二、八四九万六千円
◎その他の収入（造林の資金借入造林補助金等）一億一五一六万六千円
計一億四、三六六万二千円

支出では
◎事業費（造林費、保険料、林道負担金等）九、八一九万七千円
◎管理費（林野財産管理費等）その他一、五九七万余円
計一億四、三六六万二千円
となつており

差引収入超過額二、九四八万六千円が五ヵ年の間に町の一般財源に繰り入れられる見込みになっております。

そのほか前回の委員会付託事項であった

1 佐波高等学校実習農地の払下げについて

これは、自動車練習用地と兼ね球場をつくるというものですがこの請願は、委員長報告どおり可決せられました。

2 町道小古祖市線の排水施設と舗装について

この請願の趣旨は十分認められるが、主要道路の維持管理さえ十分には行われていないのにこの箇所の舗装は考えられないという施設委員長の報告のとおり不採択となりました。ただし、排水溝の補修は、調査のうえ施工せられることになりました。

3 島地温泉開発に伴う資金援助について

これについては、
◎泉源は町に譲渡する。地元は無制限に利用する。
◎経理運営面は島地商工会と協議する。
◎地元の出資金が集まつた後に町は助成する。
◎地元と話しあいのうえ貸借契約をする。
◎観光の一環として協力することとし、二〇〇万円の助成をすることとなり、請願は採択と決定されました。

4 堀小学校便所改築の件請願

これは受理の後、文教民生委員会に付託せられました。

参議院議員選挙

投票率七二、三四%

七月四日行われた参議院議員選挙は、有権者九、四〇〇人のうち投票者数六、八〇〇人、棄権者数二、六〇〇人、投票率七二、三四%の成績で無事に終りました。

地方区候補者の得票数は
吉武恵市、三、八一五票
末宗照彦、一、二六五票
重国良雄、九三八票
片山栄、一二八票
外富圭一、七二票
三原藤助、三九票
無効 五四三票
計六、八〇〇票でした。

全国区関係では、山田てつ一候補の一、〇〇一票を最高に徳永正利七五五票、内藤誉三郎四〇二票などの順になっていました。

特に目だつたのは、地方区の無効票には、全国区候補者の氏名を記載したものが非常に多く見受けられ五四三票の無効票があり、また全国区でも五八五票の無効投票があつたことで、私たち有権者の一人一人が、神聖な選挙権を行使したにもかかわらず、このように無効投票が多かつたことは、大いに反省しなければならない問題点ではありますまいか。

参議院議員選挙の投票者数・投票率等調査表

投票所名	当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
御所野	126	139	265	95	99	194	31	40	71	75.40	71.22	73.21
小古祖	145	152	297	114	122	236	31	30	61	78.62	80.26	79.46
堀	610	736	1346	442	531	973	168	205	373	72.46	72.15	72.29
伊賀地	327	350	677	226	222	448	101	128	229	69.11	63.43	66.17
岸見	224	243	467	174	179	353	50	64	114	77.68	73.66	75.59
上村	217	249	466	162	153	315	55	96	151	74.65	61.45	67.60
島地	479	517	996	346	330	676	133	187	320	72.23	63.83	67.87
藤木	142	142	284	103	74	177	39	68	107	72.54	52.11	62.32
山畑	115	132	247	89	97	186	26	35	61	77.39	73.48	75.30
鯖河内	178	183	361	136	134	270	42	49	91	76.40	73.22	74.79
串	190	209	399	145	131	276	45	78	123	76.32	59.82	69.17
三谷	182	184	366	124	122	246	58	62	120	68.13	66.30	67.21
八坂	429	484	913	326	344	670	103	140	243	75.99	71.07	73.38
船路	436	491	927	328	365	693	108	126	234	75.23	74.34	74.76
引谷	154	180	334	133	139	272	21	41	62	86.36	77.22	81.44
野谷	84	87	171	68	59	127	16	28	44	80.95	67.82	74.27
鈎山	185	182	367	155	147	302	30	35	65	83.78	80.77	82.29
柚木	89	90	179	72	80	152	17	10	27	80.90	88.89	84.92
河内	169	169	338	127	107	234	42	62	104	75.15	63.13	69.23
計	4481	4919	9400	3365	3435	6800	1116	1484	2600	75.09	69.83	72.34

性犯罪防止の五原則

あなたは、ねらわれている

夏の犯罪として特に性犯罪が増加しますので、ご婦人方は開放的な服装や刺激しやすい服装などは、できるだけ慎しむとともに、次の五つの点に注意し、被害にかからないようご用心ください。

① 夜間の一人歩きは、できるだけやめること。やむを得ず外出する場合には、たとえ廻り道になっても明るい道を選ぶようにすること。

② つごうで帰りがおそくなる場合は、あらかじめ家人に連絡しておき、バス停留所まで迎えにきてもらうか、タクシーなど利用する。

③ 人通りの少ないところで、道を尋ねられたりしたときは、相手に対し十分注意警戒する。

④ 寝るときは、室内を暗くしたとえ、むし暑くても戸締りだけは完全にする。

⑤ 身体がすけて見えたり、露出部分の多い服装は、自分で犯罪を誘発することにもなるので十分注意する（警察だより）

不法所持にきびしい罰

銃刀法の一部改正

銃や刀剣類の密輸入や不法所持などをなくするために、銃砲刀剣類等所持取締法の一部が改正され七月十五日から施行されます。

改正の主な点は次のとおりです。

▽けん銃などの輸入が禁止されました。

▽猟銃や空気銃などを他人に渡す場合は、相手方が許可証を持っているかどうかを、はっきり確認しなければなりません。

▽登録されている刀剣類は、登録証といっしょでなければ、譲り渡し、譲り受け、貸し借りもできません。

▽登録の刀剣類を譲り受けたり相続したときは、二十日以内に教育委員会に届けなければなりません。

▽けん銃や猟銃を不法に持っていた場合は、特に重く処罰せられます（五年以下の懲役、二十万円以下の罰金）

その他、全般に罰則が重くなりました。間違いのないよう注意して下さい。（警察だより）

現代っ子教育に一役

お母さんの勉強室を

今日ほど親が子どもの教育に深い関心を持っている時代はないといわれています。しかし多くのお母さんたちの中には、現在の教育には合わない方法で、子どもを叱つたり、強制的に勉強させている例がないとはいえません。

NHK教育テレビでは、毎週月曜～土曜日まで毎日、小学校一年～六年までの学校での学習の目的方法家庭での子どものしつけなど放送しています。一度おためし下さい。

愛のよびかけの実行を

社会を明るくするために

七月は、毎年「社会を明るくする運動」が全国的に行われます。県では、今年はこの運動の一環として「子どもたちに愛のよびかけ」「人に迷惑をかけない」運動を重点に取りあげています。

子どもは「社会の子」「みんなの子」という考えで「ひとの子」も「わが子」も同じ心で、いたわり、励まし、注意する「愛のよびかけ」は、しだいに多くの人々によつて、行われるようになりました。楽しい夏休みももうすぐです。

さあ、すべての両親や年長者がもつと、もつと勇気を出して、より幅広く、よりひんぱんに、愛のよびかけを実行し、明るい社会の建設に努めましょう。

また社会には、人に迷惑をかけても、何とも感じない人もおります。人に迷惑をかけない運動も大分浸透してきましたが、こうした人々にも、みんなが愛情あるよびかけ、励ましかけて、温かい手をさしのべ、明るい社会をつくる努力をしようではありまんせか。

明るい家庭に

家族保険の紹介

最近は、以前のような大家族の家庭は少なく、夫婦単位の生活を楽しむ家庭が多くりなました。郵便局の家族保険は、夫婦単位の家庭の愛情と幸福をお守りするのにピッタリの保険といえましょう。そのしくみを紹介しますと夫（三〇才とする）を契約者として毎月三、六〇〇円の保険料を払いこみますと、つぎのように家族ぐるみ保障されます。

1 夫が五五才の満期を迎えたとき、または途中万一のときには一〇〇万円、災害で万一のときは二〇〇万円。

2 妻が五五才までに万一のときは四〇万円。

3 子どもは何人いても（加入後生れた子どもについては一カ月をすぎて）それぞれ二〇才までに万一のとき二〇万円の保障が受けられます。

また妻を契約者とすることもできます。（郵便局だより）

法律、人権、行政、児童相談のおしらせ

社会を明るくする運動の一環として「よろず相談会」を開催いたします。

つぎのようなことでお困りの方は、どんな内容でも結構ですからお気軽においでください。

◎法律、人権相談
生活費、生活、医療保護、母子家庭、家庭不和、遺産相続、慰藉料、不動産侵奪等
（担当、山口地方法務局）

◎行政相談
恩給、遺族年金、国民年金、厚生年金、農地制度、道路、河川その他公共事業
（担当、山口行政監察局）

◎児童相談
子供のしつけ、遊び、わがままや反抗、能力、性格、家庭学習のあり方、その他子供のしあわせになる相談
（担当、山口中央児童相談所）

開催日時 八月十九日
午前十時より午后三時まで
場所 八坂公民館

身体障害者の無料巡回相談

とき 七月二十三日午前十時より午后二時まで
ところ 防府市、県立中央病院

身体障害者、身体障害児ならびに戦傷者の無料巡回相談が開催せられます。

なお、国民年金の障害年金、障害福祉年金の受給権者の障害、廃疾に関する相談もあわせて実施されますので、ご利用ください。

県警察官募集のおしらせ

◎採用予定人員 一〇〇名
◎学歴は問わないが高校卒と同等以上の学力を必要とします。
◎年令は、昭和13年4月2日から昭和22年4月1日（明年3月高校卒の見込みの者は、昭和23年4月1日）までに出生した男子に限ります。
◎願書は8月2日ごろから9月20日ごろまで

くわしいことは、徳地警部派出所か駐在所へお尋ねください。

解説

労仂者災害補償保険のあらまし

社会保障や公衆衛生の向上は社会福祉の一環として、国民が健康で文化的な生活を営むための国の重要施策とされ、また国の務めとして憲法上に定められています。労働者災害保険も社会保障の一つで、労働者がその業務上の事由で負傷、疾病、廃疾または死亡した場合、災害を保障し労働者の福祉をはかるのが目的で、政府が管掌する保険です。

この保険は、昭和二十二年に法律で制定され、今日まで長い実績と経験をもっており、この保険に加入することにより、事業主も労働者も安心して事業や労働に従事恵念できるわけです。

この労働者災害保険は、事業の種別によって強制適用業種と任意適用業種の二つに大別できます。

◎ 強制適用事業の業種

次の事業を行なう者で、常時五人以上の労働者を使用する事業主は、法律によって加入しなければならないものです。

イ　物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊もしくは解体、または材料の変造の事業（電気、ガスまたは各種動力の発生、変更、伝導の事業および水道の事業）

ロ　鉱業、石切業、その他土石または鉱物の採取業。

ハ　道路、鉄道、軌道、索道、船舶または航空機による旅客、貨物の運搬事業。

◎　次に掲げる事業で、常時労働者を使用するもの、または一年以内の期間において使用労働者の延人員三〇〇人以上のものも強制加入の事業になります。

1　土木建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体またはその準備事業。

2　船きょ、船舶、岩壁、波止場、または倉庫における貨物の取扱い事業。

3　立木の伐採、造林、木炭または薪を生産する事業、その他の林業。

その他いろいろの事業がありますが紙面のつごうで省略します。

これらの強制適用の事業主は

1事業開始の日

2その事業が強制適用事業になった日

には、当然、保険加入の手続きをする必要があります。

もし、この加入手続きを怠っていますと、万一その事業場の労働者が業務上の負傷、疾病などの場合に労災保険から補償が受けられないので、労働基準法の改定によって事業主は多額の災害補償をしなくてはなりません。

任意適用事業とは

任意適用事業というのは、以上のべた以外の事業で、労災保険に加入するかどうかは、原則として事業主の自由になっていますので希望すれば、いつでも加入することができます。

また、その事業に使用される労働者の過半数の者が希望があるときは、加入申込みの義務があります（強制義務）

加入手続きは、その事業場を管轄する監督署を経由して、労働基準局長に申込書を提出するわけで特別の事情のない限り保険加入が承諾されます。

最近は、任意適用事業のなかの普通の商店や農家などが、造林事業主と労働者との保障関係から、任意加入者が増加しています。

次に手近かな二―三の事業について、保険料を掲げてみますと

◎　林業で下刈り、植林などで月三万円の給料の人は、五四〇円

◎　一般の商店などで、月二万円の給料の人は、月四〇円の保険料を事業主が負担するものです

なお、その氏のままで再婚した配偶者や弔慰金を受けた遺族が死亡したり、国籍を失ったりした場合などでも、あとに戦没者の子があるときは、その子に限り支給されます。

特別弔慰金の請求手続

定められた請求書類を居住地の役場を経由して、裁定機関である県に提出して下さい。

時効は三年です。くわしいことは町民課にお尋ねください。

戦没者の遺族に特別弔慰金を支給

今年は、ちょうど終戦二十年目に当りますが、今では遺族のなかには、死亡されたり、年令がきたり、あるいは再婚などにより、遺族年金や公務扶助料などが受けられなくなり、また、始めから弔慰金しか受けられてない兄弟姉妹の方で、本当に身近かな遺族でありながら、国から現在、何の給付も受けていない人が相当数にのぼっている状況です。

このような事情から、終戦二十週年にあたって、特別弔慰金を支給し、戦没者などの遺族に対し改めて弔慰を表すことになり、これについての法律が第四十八回国会できまり、このたび実施せられました。

特別弔慰金が受けられる遺族

過去に遺族援護法による弔慰金を受け、昭和四十年四月一日現在遺族年金、遺族給与金、公務扶助料などを受けていない方が支給の対象となっています。

特別弔慰金の額および支給方法

支給の額は三万円で国債とし毎年一回づつ十年以内に償還されます。

写真は西村部落の共同除防作業の一コマ

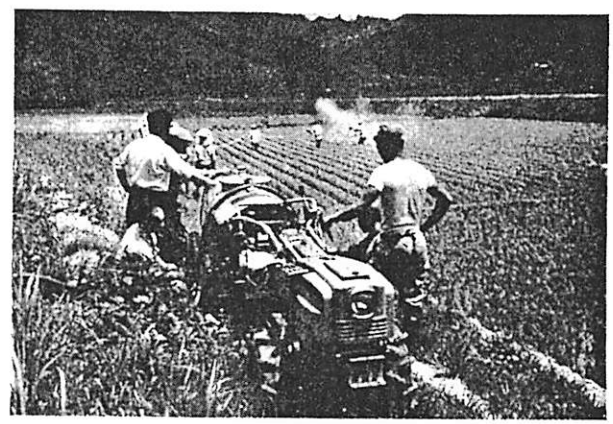

西村部落で機械化共同防除

水稲の生産性の向上をはかるためには、まず労力の節減が第一に考えられます。

最近、農村の人手不足は、益々深刻になりつつありますが、お互いが共同化をはかれば、不足がちな労力が解消されるばかりでなく経営の面でも節約できることになります。

大字上村の西村部落では、部落の一斉防除を実施し、成果をあげました。

また西村部落では、昨年も今年も農繁期の共同数事も、ほとんどの農家が参加して、共同化の利点を十分に体験している部落です

四二戸で話しあい水田二六町歩の共同防除を計画し、県の防除機械（ベストカー）を借入れて七月八日から三日間に全部の水稲のいっせい防除を実施し、

農業後継者養成のための親子学級の開設

農村青年が都市の会社、工場等に就職し、次代のにない手である青年が年々減少していくことは今や全国的に農村の重大問題となっています。町はその対策の一環として、青年たちが希望をもって農業に従事し、早く自立する能力を身につけるため、親と子がいっしょになって、学習や話しあいを通じて家族関係や農業近代化を促進するため、県の指導と関係機関の協力を得て、親子学級を開設することになりました。

その第一回が七月五日開催せられ、後継者三十名とその両親で五十数名が参加しました。

この教室には、大字船路の上河内、下庄の二部落の主婦五五名の方が参加せられ、今後も毎月、学習や話しあいをし、近代的な農業経営に取りくむべく、努力しておられ、その成果が期待されます。

農家の主婦の経営教室を開設

住みよい家庭、住みよい部落社会、環境を作ろうと、地域と共同して生産と経営の両面を改善することを目的に農家の主婦の方々に共同化についての正しい認識と知識、技術を習得していただこうと普及所、農協と連けいのうえ、さる七月七日、始めての経営教室を開きました。

この教室には、大字船路の上河内、下庄の二部落の主婦五五名の方が参加せられ、今後も毎月、学習や話しあいをし、近代的な農業経営に取りくむべく、努力しておられ、その成果が期待されます。

戦傷病者特別援護法の改正

戦傷病者特別援護法は、昭和三十八年に制定され、昨年その一部が改正され、本年もさきの四十八回国会で、さらにその内容を充実するため、つぎの改正が行なわれました。

改正点のあらまし

1　戦傷病者相談員の設置

厚生大臣は、戦傷病者の福祉を増進するため、戦傷病者の厚生などの相談に応じ、あるいは援護のために必要な指導を行なうことを、戦傷病者相談員に委託することができることです。（本年十月一日から施行）

2　長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額が、月額二千円から三千円に引きあげられたことです（本年四月一日から施行）

3　日本国有鉄道無賃乗車船の取扱いを受ける戦傷病者の範囲が従来この取扱いを受けていた戦傷病者は、恩給法の規定による傷病恩給の支給を受けている者のみに限られておりましたが今回この範囲を公務上の傷病について、恩給法以外の法令の規定により、傷病恩給に相当する給付を受けている者、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法などの規定により障害年金、一時金、その他、旧軍関係の公務傷病により、それぞれの共済年金（一時金）の支給を受けている戦傷病者にまで拡大されました（本年四月一日から適用）

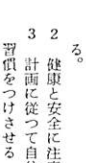

規則正しい生活を　夏休みの指導

夏休みが設けてある理由は、暑い夏の季節が、学校での学習活動の障害であることにあります。

1　規則正しい生活（きまり、時間、やくそくなど守る）をさせる。

2　健康と安全に注意させる

3　計画に従って自分で勉強する習慣をつけさせる

4　生きた社会や自然に親しませる

5　家庭の仕事に親しませ、理解させる

6　やってみたいことを自由にやらせる

7　子ども会などの行事に進んで参加させる

婦人会だより

島地婦人会の活動報告

島地婦人会では、徳地町連合婦人会の目標にそい、会員の親睦をはかり、会員の資質を高め明るい社会の建設に寄与することを目的として励んでいます。

全会員が積極的に努力しあい心のとけあった楽しい婦人会にしています。

今年は特に会員の希望で、若さと健康を保つため、あらゆる集会にできるだけスポーツを取入れることにしております。

主な行事

○　婦人学級は一学級とも毎月行事計画により行なう。

○　地区母のつどい大会を開催し県の大会にも参加する。

○　農協婦人部、生活改善クラブの行事に参加する。

○　講演会の開催。

○　地区民体育祭、小中学校体育祭に参加する。

◎　すみれ学級では、若妻を対象とし、嫁、若妻の教養を高める離乳食、幼児向オヤツの研究精神修養、乳幼児の正しい育て方、作業、手芸などの研修。

学校生活をこの辺で一度区切って休暇を設けることは、心理的にみて、学校生活からくる緊張を解消することにもなります。

したがって、学校生活をそのまま延長して、家庭生活の中に持ちこむようなことになると、夏休みの意味が少なくなるでしょう。

むしろ個人として、また自由な家族の一員として、家庭生活にひたり、広い世間にも触れて、幅広い経験を得させるとか、何か一つ心魂をうちこめて探究したり、力作と取り組んだりさせることが大切です。

いずれにしても、子どもにとっては、夏休みに寄せる期待は大きく、胸をふくらませて、あれこれと思索していることでしょう。

夏休みを成功させ、子どもの夢を実現してやるために、教師や親が注意すべきことがらをまとめてみますと

1　規則正しい生活（きまり、時間、やくそくなど守る）をさせる。

2　健康と安全に注意させる

3　計画に従って自分で勉強する習慣をつけさせる

4　生きた社会や自然に親しませる

5　家庭の仕事に親しませ、理解させる

6　やってみたいことを自由にやらせる

7　子ども会などの行事に進んで参加させる

婦人学級の主な内容

なつみ学級では、一般婦人の教養を高め、子女の育成、生産生活面の技術を身につける目標にそい、会員の親睦をはかり、会員の資質を高め明るい社会の建設に寄与することを目的として励んでいます。

1　青少年の健全育成に努め、明るい家庭をつくる。

2　健民運動の推進に努め、花いっぱい運動に協力する。

3　グループ活動を推進する。

4　祝祭日には国旗を掲揚して愛国心を養う。

5　交通事故防止に協力する。

◎　えびす学級では、老年者の心構えを主とし、いつもニコニコした学級の運営にする。

料理、精神修養、孫の教育、旅行、しゅうとめのあり方、アンマ、血圧の測定、老人の産生法レクリエーションなどで、若さを保つ学習をする。